

4月1日から市役所の組織が変わります

問職員課 ☎(082)420-0909

市

民サービスの向上のため、より効率的な組織体制への移行を目指し、4月1日から、市役所の組織を次のように変更します。

主な変更の内容

- ブランド推進課を新設
地域資源の、生産から流通・販売まで関係者が一体となったマーケット戦略やブランド戦略に取り組みます。
- 建設部維持課分室を改編
災害復旧工事及び道路・橋梁・河川等の整備、維持管理などを含め、地域の一体的な振興を図る執行体制の構築と、管理監督機能の強化を図るため、各支所に産業建設課または産業建設係を設置します。
- 感染症対策室を設置
新型コロナウイルス感染症などの対策を行う専任の室を設置します。
- 医療保健対策室を設置
医療関係団体との連携を強化します。
- 市史編さん室を設置
市史編さんに向けた本格的な資料調査を行います。

主な業務	所属名		電話
	3月まで	4月から	
農林水産物販路拡大に関する事、農産物直売施設等管理運営に関する事	農林水産課	ブランド推進課	☎(082)426-3093※1
日本酒振興に関する事、観光コンテンツに関する事	産業振興課観光振興室		
該当地域の農林水産振興に関する事、該当地域の商工業振興に関する事	(黒瀬支所) 地域振興課 (福富支所) 地域振興課 (豊栄支所) 地域振興課 (河内支所) 地域振興課 (安芸津支所) 地域振興課	(黒瀬支所) 産業建設課 (福富支所) 地域振興課産業建設係 (豊栄支所) 地域振興課産業建設係 (河内支所) 産業建設課 (安芸津支所) 産業建設課	(黒瀬) ☎(0823)82-0214※2 (福富) ☎(082)435-2211 (豊栄) ☎(082)432-2211 (河内) ☎(082)437-2901※2 (安芸津) ☎(0846)45-1623※2
該当地域の災害に関する事、該当地域の道路、橋梁の維持に関する事	維持課 黒瀬維持分室 福富維持分室 豊栄維持分室 河内維持分室 安芸津維持分室		
感染症予防・対策に関する事	医療保健課	医療保健課感染症対策室	☎(082)420-0936
医療対策、関係機関との調整に関する事	医療保健課	医療保健課医療保健対策室	☎(082)420-0936
市史編さんに関する事	文化課	文化課市史編さん室	☎(082)420-0977

※1…3月31日までつながりません ※2…3月31日まで各維持分室につながります

4月から水道料金が変わります

問上下水道料金納付相談センター ☎(082)423-6333

よ

り広く利用者に反映させるため、超過料金は据え置き、基本料金のみを引き下げます。

※料金は下記のとおりです。
料金体系は現行と同じ、基本料金と超過料金からなる「二部料金制」とします。
改定内容／基本料金を約9%引き下げ

水道料金・下水道使用料等のスマホ決済を開始

3月1日(火)以降に発行した納入通知書は、スマートフォンアプリで読み取り、支払うことができます。

対象アプリ／J-Coin

請求払い、auPAY(請求書支払い)、PAYPAY(ゆうちょPay等)、楽天銀行コンビニ支払サービス、LINE Pay 請求書支払い、PAYB

※領収書が必要な人は、納入通知書に記載しているコンビニエンスストアなど、金融機関や水道局(支所)の窓口で納入してください。
対納入通知書で支払いをしている人

水道料金新旧比較表

(2カ月分、税込) (単位:円)

用途	基本水量	基本料金			超過料金(1㎡につき)	
		料金(現行)	料金(改定後)	改定額	超過水量	料金
家事用	20㎡まで	3,478	3,160	△318	20㎡を超え 40㎡まで	226
					40㎡を超えるもの	270
業務用	20㎡まで	3,478	3,160	△318	20㎡を超え 60㎡まで	294
					60㎡を超え 100㎡まで	339
工場用	100㎡まで	26,358	23,946	△2,412	100㎡を超えるもの	385
					100㎡を超え 200㎡まで	363
臨時用	20㎡まで	15,440	14,026	△1,414	200㎡を超えるもの	408
					20㎡を超えるもの	680

(改定なし)

市民ポータルサイトをご利用ください

問市民ポータルサイトについて
図書館利用カードのデジタル化について

／DX推進監 ☎(082) 420-0944
／中央図書館 ☎(082) 422-9449

問DX推進監

※登録後、市公式LINEア
カウントを友達に追加し、
メニューからLINE連携
させることで、LINEで
もお知らせを受け取るこ
とができます。



- ① 知りたい情報をお届け
 - ② 幼稚園・小中学校からのお
知らせ
 - ③ ごみ収集日を通知
 - ④ 防災情報をお知らせ
 - ⑤ マイナンバーカードの受け
取り予約
- ※市民ポータルサイトの登録
方法は市ホームページをご
確認ください。

新 たな行政サービスの窓
口として「市民ポータ
ルサイト」の活用を進めてい
ます。
市民ポータルサイトは、ア
ンケート機能などにより市民
の皆さんとの双方方向のコミュ
ニケーションの場として活用
しているほか、次のサービス
が利用できます。

図書館利用カードのデ ジタル化

資料貸出のセルフ化に併せ
て、市民ポータルサイトで図
書館利用カードをデジタル表
示できるようにあります。
提供開始日／4月2日(土)
利用可能場所／市立図書館全
館

登録方法

- ① 市民ポータルサイトにログ
イン
 - ② 市民ポータルサイトホーム
画面から図書館を選択
 - ③ 図書館利用カードの登録
- ※図書館利用カードデジタル
の登録は、市民ポータルサ
イト登録名義人本人がお持
ちの図書館利用カードのみ
が対象となります。



イメージ図

問中央図書館

空き家対策補助金をご利用ください

問住宅課 ☎(082) 420-0946



空き家を相続などで取得し、
空き家の管理や今後の利活用
について、お困りごとや質
問がありましたら、ご相談く
ださい。



また、住宅課は市空き家バ
ンクを運営しています。



空 き家の適正な管理促進
と利活用による地域活
性化を図るため、空き家の利
活用・解体などに対して支援
を行います。
申請書（市ホームページか
らダウンロード可）と必要
書類を提出

事業名	対象者	補助対象経費	補助率（額）
空き家 リフォーム支援	空き家を自ら居住するため購入または 賃借する者	市空き家バンクなどへ登録済みの空き 家のリフォーム経費	補助率／補助対象経費の3分の1 限度額／50万円
空き家家財撤去 支援	空き家の所有者、空き家を購入又は賃 借する者	市空き家バンクなどへの登録済みの空 き家の家財撤去経費	補助経費の額または、延べ床面積に応 じた算定額による 限度額／100㎡未満10万円 100㎡以上15万円
空き家活用支援	事業実施者	空き家を地域活性化に資する拠点施設 などに改修する経費	補助率／補助対象経費の3分の2 限度額／300万円
老朽危険空家住宅 等解体・除却支援	空き家の所有者・法定相続人・所有者 から同意を得たもの	東広島市空家対策計画の不良度判定基 準100点以上の空き家の解体・除却な ど経費	補助率／補助経費の3分の1 限度額／50万円
空き家登記支援	空き家の所有者・空き家の購入予定者	市空き家バンクなどへ登録済みの空き 家であって、売買契約が内定している 空き家の相続登記等費用	補助率／補助対象経費の3分の1 限度額／10万円

国民健康保険（国保）こんなときは届出を

問国保年金課 ☎(082)420-0933

下 表の「こんなとき」に該当する場合は14日以内に国保年金課または各支所・出張所で手続きをしてください。

届出が遅れると、国民健康保険税をさかのぼって納めることになったり、職場の健康保険の保険料と二重に納めたりすることになります。

持 本人確認できるもの（運転免許証など）、世帯主のマイナンバーが分かるもの、委任状（別世帯の人が手続きする場合のみ）、下の表に記載のもの

※職場の健康保険に加入したとき、他の市区町村に転出するとき、または出国するときは、東広島市国民健康保険の脱退手続きが必要です。

職場の健康保険に加入したとき

郵送でも脱退手続きができます。次の書類を国保年金課へ郵送してください。

郵送する書類／国保の保険証（原本）、職場の健康保険証のコピー、世帯主の本人確認できるもの（運転免許証など）のコピー、世帯主のマイナンバーが分かるもののコピー、メモ書き（住所、名前、電話番号、国保

脱退する旨）

会社などを退職し国民健康保険に加入するとき

国保年金課または各支所・出張所で手続きしてください。

持 健康保険資格喪失（脱退）証明書（被扶養者がいた場合は被扶養者についても証明されているもの。前の勤務先の様式または市ホームページ掲載の「加入・脱退証明書」でも可）または離職票など。

出国予定があるとき

市民課で転出手続きを行った後、保険証を返還してください。転出手続きをしない場合、東広島市にいない間も国民健康保険税を納付しなければなりません。

外国籍の人の在留資格・期間に変更があったとき

在留資格が「特定活動」に変わったときや、在留期間の更新を行ったときは必要書類を持って国保年金課または各支所・出張所で手続きを行ってください。

国民健康保険（国保）の手続き

	こんなとき	手続きに必要なもの
入るとき	東広島市に転入（前住所で国保に加入していた人）または入国したとき	市民課での転入手続き後に国保の加入手続きをしてください。
	他の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失（脱退）証明書または離職票など
	他の健康保険の被扶養者でなくなったとき	健康保険資格喪失（脱退）証明書 ※修学のために他市に住居票がある方については、当該年度に学生であることが確認できるもの（学生証、在学証明書など）、現住所が確認できる公的書類（住民票またはマイナンバーカード）が必要です。
	生活保護を受けなくなったとき（保護停止を含む）	保護決定通知書 ※他の健康保険に加入する人は手続き不要
	子どもが生まれたとき（他の健康保険の被扶養者にならないとき）	市民課での出生手続き後に国保の加入手続きをしてください。
やめるとき	他市へ転出または出国するとき	保険証 市民課での転出（出国）手続き後に国保の脱退手続きをしてください。 ※短期の出国等で市民課の転出手続きをしていない場合は、国保税が課税されたままになります。
	他の健康保険に加入したとき	保険証、勤務先等の健康保険証 ※被扶養者となった人も国保脱退手続きが必要です。
	生活保護が開始されたとき（停止解除を含む）	保険証、保護決定通知書
	死亡したとき	保険証（世帯主が死亡したときは、同じ世帯で国保に加入している全員分）、埋火葬許可証・会葬御礼はがき・葬儀費用のわかるもの（支払者および死亡者の名前、葬儀の日時が記載されているものに限る）のうちいずれか、葬儀を行った人の振込口座番号がわかるもの
その他	65歳以上75歳未満の人が後期高齢者医療制度の障害認定を受けたとき	保険証、障害者手帳
	世帯主変更、世帯分離、世帯合併、住所・氏名の変更があったとき	保険証（同じ世帯で加入している人全員分）
	保険証を紛失、破損または汚損したとき（再発行の申請）	本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） 保険証（破損または汚損した場合） ※市ホームページから電子申請ができます。
	修学のために転出する場合	保険証、当該年度に学生であることを確認できるもの（学生証、在学証明書など）
	外国籍の人の在留資格・期間に変更があったとき	保険証、在留カード、パスポート（在留資格が「特定活動」の場合）

高齢者の悩み事は、地域包括支援センターにご相談ください

岡地域包括ケア推進課 ☎(082)420-0984

4

月から、地域包括支援センターの運営を地域の社会福祉法人や医療法人に委託するほか、市役所内に基幹型地域包括支援センターを設置します（黒瀬地域包括支援センターを除く）。

高齢者の悩みごとは、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。家族や近所の人も気軽に問合せください。

地域包括支援センターとは

○さまざまな相談に応じます

介護や健康、医療、福祉、生活、認知症など、さまざまな相談に応じ、関係機関と連携して支援します。

○介護予防を支援します

介護保険の要支援1・2の認定を受けた人や、介護予防・生活支援サービス事業対象者の、個人の状態に合わせたケアプランを作成し、自立して生活できるよう支援します。

○権利を守ります

高齢者虐待の対応や未然防止を行い、高齢者を守ります。

また、認知症などで適切な判断ができない人のために、預貯金などの財産管理やさまざまな契約などを行うための成年後見制度などを紹介します。

さらに高齢者の皆さんが消費者被害などに遭わないように、情報を収集・提供します。

○暮らしやすい地域づくりを進めます

皆さんが安心していつまでも自立した生活を送り続けることができるよう、医療・介護・福祉をはじめ、地域のさまざまな関係機関と協力しながら、暮らしやすい地域にしていけるためのネットワークづくりを行います。

Q. 利用に費用がかかりますか。

すべて無料です。

Q. どんな人が対応してくれますか。

専門の知識を持つ保健師（看護師）や社会福祉士、主任ケアマネジャーがチームで相談に応じます。

Q. 個人情報 はきちんと守られますか。

法令に基づき、相談に関する個人情報 を適切に管理します。

Q. 基幹型地域包括支援センターの役割とは。

委託型地域包括支援センターのサポートや、公正かつ中立なサービス提供の確認を行います。

地域包括支援センター名称	所在地	連絡先	担当圏域	運営主体
西条北地域包括支援センター	西条土与丸6丁目1-91 井野口病院3階	(082)431-6745	朝日町、大坪町、岡町、 上市町、御条町、栄町、 昭和町、西本町、本町、 西条、西条東、下見、寺 家、西条東北町、末広町、 助実、土与丸、吉行	社会医療法人千秋会
西条南地域包括支援センター	西条中央6丁目31-38 セラフィックビル1階 (中央図書館バス停前)	(082)422-1020	御園宇、鏡山、西条中央、 馬木、大沢、上三永、下 三永、三永、郷曾、田口、 福本、森近、西大沢	医療法人好縁会
八本松地域包括支援センター	八本松町原5693-3 地域密着型特別養護老人ホームときわ内	(082)420-9717	八本松町	社会福祉法人広島県 リハビリテーション協会
志和地域包括支援センター	志和町志和東810-1 ケアハウスみずほ敷地内	(082)401-4110	志和町	社会福祉法人 みずほ会
高屋地域包括支援センター	高屋町高屋堀3486 特別養護老人ホーム御園寮内	(082)426-5211	高屋町	社会福祉法人 本永福祉会
黒瀬地域包括支援センター	黒瀬町丸山1333 市役所黒瀬支所内	(0823)82-0203	黒瀬町	東広島市
北部（福富・豊栄・河内） 地域包括支援センター	福富町久芳1545-1 市役所福富支所内	(082)435-2240	福富町、豊栄町、河内町	社会福祉法人東広島市 社会福祉協議会
安芸津地域包括支援センター	安芸津町三津4398 安芸津文化福祉センター2階	(0846)46-1305	安芸津町	社会福祉法人白寿会
東広島市基幹型 地域包括支援センター	西条栄町8-29 市役所本庁2階	(082)430-5330	—	東広島市

公害防止関係法令の手続きについて

環境先進都市推進課 ☎(082)420-0928

公 害関係法令に基づき届出を行う必要があります。

公害防止関係法令の届出

工場や事業所の管理者は、①公害の発生のおそれがある施設を設置する場合②既に設置した施設の変更や廃止する場合③名称や住所、代表者などを変更する場合は、左記の必要部数の届出書を環境先進都市推進課まで提出してください。

公害防止関係法令等	必要部数
大気汚染防止法	2部
瀬戸内海環境保全特別措置法	3部
水質汚濁防止法	2部
ダイオキシン類対策特別措置法	2部
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	2部
広島県生活環境の保全等に関する条例(大気・水質・騒音・悪臭)	2部
騒音規制法	2部
振動規制法	2部

※各届出様式は、市ホームページをご確認ください。

※具体的な特定施設などや規制概要は、県ホームページをご確認ください。

特定建設作業をする場合

騒音(振動)規制区域内における建設作業のうち、著しい騒音(振動)が発生する機械を使用する特定建設作業について、騒音(振動)の大きさ、作業時間、作業期間などが規制の対象となります。特定建設作業を実施する場合には、作業開始の7日前までに届出書2部を提出してください。

※規制区域は、「地図情報ひがしひろしまっぶ」で確認できます。

石綿(アスベスト)を含有する建設材料の解体・改造・補修について

石綿の粉じんを吸入すると、石綿肺や肺がんといった健康障害を発生させるおそれがあります。

元請業者または自主施工者は、建築物などの解体・改造・補修を行う場合は、事前に建設材料に石綿が含まれているか調査する義務があります。なお、4月1日(金)から、次の規模要件に該当する場合は、石綿含有建材の有無に関わらず、事前調査の結果を知事・市長へ報告することが義務づけられています。

- ①規模要件
- ・解体部分の述べ床面積が80㎡以上

- ・上の建築物の解体工事
- ・請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ・請負金額が税込100万円以上の工作物の解体または改修工事

②報告方法

インターネットで報告、または報告書を窓口へ提出



また、石綿を含有する建設材料のうち、飛散性が高い吹付け材、耐火被覆材、断熱材や保温材が使用された建築物などの解体・改造・補修を行う場合には、作業開始の14日前までに届出書を2部提出してください。

※大気汚染防止法の改正の詳細は、環境省ホームページをご確認ください。

光化学オキシダント濃度が高くなりやすい季節です

工場の煙や自動車の排気ガスなどが紫外線によって光化学反応をおこして発生した光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くモヤがかかったような状態を「光化学スモッグ」と言います。4月～10月の天気が良い、気温が高い風の弱い日に発生しやすくなります。光化学オキシダントが高濃度に

なると、県から注意報などが発令されます。

光化学オキシダント注意報等の発令基準

発令内容	測定局の1時間値
注意報	0.12ppm以上
警報	0.4ppm以上
環境基準	0.06ppm以下

注意報などが発令されると、環境先進都市推進課が関係施設などへの連絡、市防災情報等メールの登録者への配信、FM東広島、カモンケーブルテレビへの情報提供、市ホームページへの掲載などを行います。

光化学オキシダントの注意点

目やのどが痛くなったり、息苦しくなったりした場合は、外出を控え、洗眼やうがいをしてください。症状が良くならない場合は医師に診察してもらいましょう。